

省エネ法の概要

1. 省エネ法とは

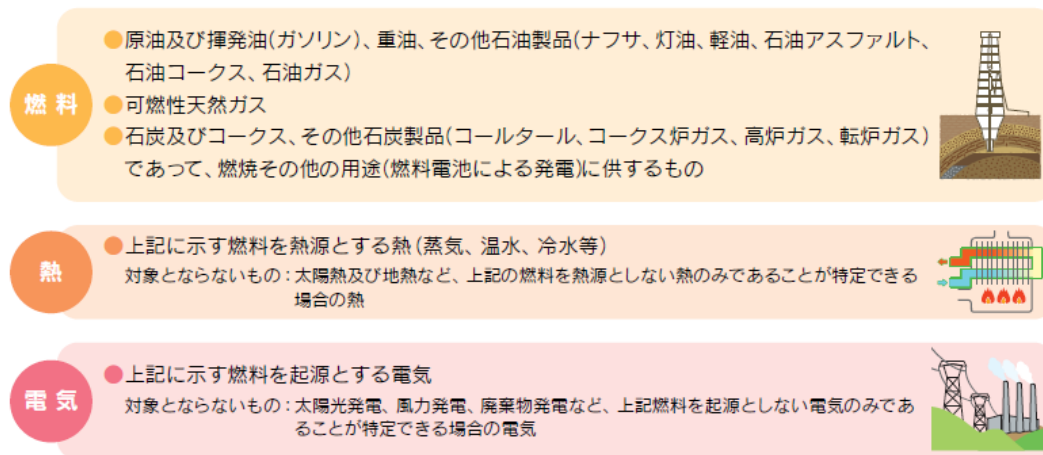
「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下「省エネ法」という。）は、石油危機を契機として昭和 54 年に制定された法律であり、「内外のエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保」と「工場・事業場、輸送※、建築物、機械器具についてのエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるための必要な措置を講ずる」ことなどを目的に制定されました。

※輸送分野については、平成 17 年改正時導入

2. 省エネ法におけるエネルギーとは

エネルギーとは、一般的にはすべての燃料、熱、電気を指して用いられる言葉ですが、省エネ法におけるエネルギーとは、以下に示す燃料、熱、電気を対象としています。

廃棄物からの回収エネルギーや風力、太陽光等の非化石エネルギーは対象となりません。



3. 規制の対象となる事業者

平成 20 年の法改正により、これまでの工場・事業場単位のエネルギー管理から、事業者単位（企業単位）でのエネルギー管理に規制体系が変わりました。したがって、事業者全体（本社、工場、支店、営業所、店舗等）の 1 年度間のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して 1,500kl 以上であれば、そのエネルギー使用量を事業者単位で国へ届け出て、特定事業者の指定を受けなければなりません。



※出典：「省エネ法の概要 2010／2011」（経済産業省）